基準４，４－１

|  |
| --- |
| **４　教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）**  ２（５）より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。 |

　認定基準4においては、一種免許状・二種免許状について、校種等ごとに必要最低教職専任教員数、開設科目数の規定がありますので、該当する免許状の種類の項目をしっかり確認する必要があります。

|  |
| --- |
| **４－１　幼稚園教諭の教職課程の場合**  （１）「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第２条第１項表備考第１号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は５領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は４領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。  また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.56）

|  |
| --- |
| Ｑ　教職カリキュラムの「大くくり化」について、幼稚園（教諭免許）の場合、「領域に関する専門的事項」に該当する科目を必修とした場合（10単位）、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における取得単位数が16単位以上であるため、「保育内容の指導法」は取得単位数を6単位以上としてよいのか。その場合、保育内容の指導法は全ての領域をカバーしなくてよいのか。  Ａ  ○施行規則における「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の修得単位数を満たしている限りにおいては、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」各単位数は大学の裁量により設定することができる。  ○「保育内容の指導法」の内容については、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.203）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園教諭一種免許状の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」において、新施行規則では最低修得単位数が16単位となっているが、5領域の「保育内容の指導法」及び「領域に関する専門的事項」について必ず修得する必要があるのか。  Ａ  ○施行規則における「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の修得単位数を満たしている限りにおいては、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」各単位数は大学の裁量により設定することができる。  ○「保育内容の指導法」の内容については、5領域の内容を含み、教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.204）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園の教職課程において｢領域に関する科目」の開設必要科目数については記載されているが、「保育内容の指導法｣については記載がないように見える。これは、保育内容総論及び5領域の科目について、すべて開設するという理解でよろしいか。  Ａ  ○「保育内容の指導法」の内容については、5領域の内容を含み、教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。  ○「保育内容の指導法」を取り扱う科目の開設については、課程認定基準において規定はしていないため、保育内容総論及び５領域ごとの科目を開設することは必須ではない。 |

　一種免許状の場合、「領域に関する専門的事項に関する科目」と「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）に関する科目」をあわせて16単位開設する必要があります。この場合、どちらの科目で何単位設定するかの規定はありませんので、16単位の配分は大学に委ねられます。よって、上記Qで問われているように「領域に関する専門的事項に関する科目」で10単位、「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）に関する科目」で6単位としてもかまいません。この単位配分において「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）に関する科目」はコアカリキュラムに定める全事項を扱わなければ幼稚園教育要領に定める内容を包括的に学修したことにはなりませんので、すべての領域をカバーしなければなりません。

　保育内容総論という科目を設定する場合は、内容により、保育内容の指導法か複合科目のいずれかに扱われる可能性があります。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.220）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼免において、保育内容総論の開設は必修か。また、保育内容総論を「新設」した場合、保育内容の指導法としての扱いでいいのか、それとも複合科目としての扱いになるのか。  Ａ　教職課程認定上において「保育内容総論」の科目の開設は必須ではないが、取り扱う内容に応じて、「保育内容の指導法」あるいは「複合領域」のいずれの区分にも開設することが可能。 |

　課程認定上の開設単位数と免許状取得にあたっての最低修得単位数は異なります。幼稚園教諭課程の開設にあたって、「領域に関する専門的事項に関する科目」は一種免許状であれば全領域、二種免許状であれば4領域の開設が必要になりますが、免許状の修得にあたっては、免許法施行規則第2条表備考第1号に1以上の領域のみの修得でよいと規定があることから、免許状取得にあたっては全領域または4領域の修得は求められません。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.34）

|  |
| --- |
| Ｑ　「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5領域すべての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。  Ａ　「領域に関する専門的事項」については、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。  「保育内容の指導法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。 |

　認定を受けようとする学校種の内容を主として扱わなければならないという原則が示されています。認定を受けようとする学校種の内容を主として、隣接校種についても触れるという形で、主は認定を受けようとする学校種の内容ということで授業内容を構成する必要があります。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.186）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園（小学校）の「領域（教科）に関する専門的事項」において、小学校（幼稚園）の内容を含めた構成としても構わないか。  Ａ  ○小学校の「教科に関する専門的事項」は小学校の、幼稚園の「領域に関する専門的事項」は幼稚園の内容を主に扱う必要がある。  ○隣接校種についての内容を含めることを一切排除するものではないため、大学の裁量により幼小連携の内容を意識した構成とすることは差し支えない。 |

「領域に関する専門的事項に関する科目」に含む内容としては、回答にある「[平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm) －幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える－」報告書が参考になります。

◆令和6年度開設用手引きＱ＆Ａ（No.40）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園の「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。  Ａ　「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究 －幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える－」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。（<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm>） |

　1つの授業科目の開設単位数については規定がありませんので1単位科目でも差し支えありません。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.205）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園第二種免許の課程において｢領域及び保育内容の指導法に関する科目」の授業科目の単位数は全て1単位としてよいのか。  Ａ　1単位の開設でも差し支えない。 |

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.37）

|  |
| --- |
| Ｑ　「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。  Ａ　「保育内容の指導法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、５領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.206）

|  |
| --- |
| Ｑ　領域に関する専門的事項の科目内容については、幼稚園教育要領で定める領域の内容を全て包括・網羅しなければならないのか。例えば、健康領域の科目は、食育・安全・身体活動・疾病予防等のうち、一部分を取り扱う授業内容でもよいのか。  Ａ　「領域に関する専門的事項」においては幼稚園教育要領で定める内容を含める必要があるが、全ての内容を包括的・網羅的に扱うことまでは必須とはならない。 |

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.63）

|  |
| --- |
| Ｑ　「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」における複数の領域を統合した内容を取り扱う科目なのか、または「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合した科目を指すのか。  Ａ　例えば「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目や「保育内容の指導法（環境）」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目を開設する場合は、「複合領域」の区分に開設が可能である。  なお、小学校、中学校及び高等学校の教職課程における「複合科目」についても考え方は同様であり、「教科に関する専門的事項」の複数の事項を取り扱う科目や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を融合した科目を「複合科目」の区分に開設が可能である。 |

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.65）

|  |
| --- |
| Ｑ　「複合科目」の開設は必須なのか。  Ａ　必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、今後「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。 |

　複合科目の取り扱いについて、「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」における最低開設単位数や最低修得単位数に含めることはできないというのはおさえておくべきポイントです。

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.64）

|  |
| --- |
| Ｑ　「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。  Ａ　施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。 |

　1つの授業科目に複数の領域を含むと複合科目として扱われますので「領域に関する専門的事項に関する科目」の開設にあたっては、この点注意が必要です。

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.35）

|  |
| --- |
| Ｑ　領域に関する専門的事項について、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。  Ａ　領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により複数領域を1科目で開設したことにはならない。 |

　複合科目の取り扱いについて、「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」における最低開設単位数や最低修得単位数に含めることはできないというのはおさえておくべきポイントです。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.323）

|  |
| --- |
| Ｑ　複合科目は、単位数としては、どちらの一部として数えることになるのか。「領域に関する専門的事項・教科に関する専門的事項」に含める、「保育内容の指導法・各教科の指導法」に含める、どちらに含めてもよい、のどれになるのか。例えば中学校の特定教科の指導法が一種免については８単位必要とされているが、その8単位の中に複合科目を含めていいのかどうか。  Ａ  ○「教科及び教科の指導法に関する科目」（領域及び保育内容の指導法に関する科目）の合計単位数に含めることができる。  ○余剰単位については、「大学が独自に設定する科目」の単位数に含めることができる。  ○「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」における最低開設単位数や最低修得単位数に含めることはできない。 |

　幼稚園課程には道徳がありませんが、含めようとする場合は、領域「人間関係」が考えられるということです。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.598）

|  |
| --- |
| Ｑ　「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関して、幼稚園課程においては「道徳｣科目が明確には設定されていない。これはどのように反映させていくべきなのか。あるいは、道徳については｢領域及び保育内容の指導法に関する科目」の「人間関係」において反映させるのか。  Ａ  ○幼稚園教諭免許状において、「道徳の理論及び指導法」の事項を修得することは必須の要件とはならない。  ○大学において必要と判断する場合においては、領域「人間関係」などに道徳の内容を含めることは差し支えない。 |

|  |
| --- |
| （２）「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第２条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.81）

|  |
| --- |
| Ｑ　教育の基礎的理解に関する科目「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」をまとめて一つの科目として開設してよいか。  Ａ　一つの科目として開設できる。ただし、その場合には「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」の区分に「教育課程の意義及び編成」を含める形で開設することが必要。（施行規則上、「教育の方法及び技術」を「教育の基礎的理解に関する科目」として開設することはできないため。） |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.211）

|  |
| --- |
| Ｑ　含む事項の（情報機器及び教材の活用を含む。）について、｢保育内容の指導法｣と｢教育の方法及び技術｣の両方に記載があるが、両者を併せて一つの授業科目として開設してよいか。  Ａ　｢保育内容の指導法」と「教育の方法及び技術」は科目区分が異なるためこれらの事項を併せた科目を開設することはできない。なお、「保育内容の指導法」の（情報機器及び教材の活用を含む。）は、各領域の指導に関連した情報機器及び教材の活用を想定しており、「教育の方法及び技術」の（情報機器及び教材の活用を含む。）は、特定の領域に偏らない内容としての情報機器及び教材の活用を想定したものである。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。 | | | |
|  | 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| ①幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人  合計３人以上 | ②教育の基礎的理解に関する科目において１人  ③保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人  合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が50人までの場合である。  入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。  （※２）「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。  （※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。  （※４）３（７）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第１イ（１）備考第２号、大学通信教育設置基準別表第１備考第２号、専門職大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学通信教育設置基準別表第１備考第３号又は専門職短期大学設置基準別表第１イ備考第２号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、３（７）②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以 下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教 員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。  （※５）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 | | | |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.75）

|  |
| --- |
| Ｑ　専任教員の配置について、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）において1名以上とされているのは、各科目区分に1名ずつの配置が必須ではなく、いずれかの区分に2名以上を配置してもよいと解釈してよいのか。  Ａ　御質問のとおり。 |

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.39）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設した場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設が困難になるかと思われるが、それぞれの課程において教職専任教員を確保しなければならないのか。  Ａ　幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。  ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）の両方を担当する教職専任教員については、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.185）

|  |
| --- |
| Ｑ　小学校「教科」（例：「初等国語概説」）と幼稚園「領域」（例：「ことば概説」）の2つの科目を担当できる教員は、双方で専任教員としてカウントできるのか。  Ａ　幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する教員はそれぞれの課程において専任教員とすることができる。（ただし、当該専任教員が両方の科目の担当者としての業績を有していることが前提となる） |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.198）

|  |
| --- |
| Ｑ　例えば「幼・領域及び保育内容の指導法①」の「言葉」と「小・教科及び教科の指導法に関する科目①」の「国語」等に関しては共通開設することは可能なのか。  Ａ  ○幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する科目」は共通開設はできない。  ○ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員については、それぞれの課程において専任教員とすることができる。（ただし当該担当教員が、両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。） |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.208）

|  |
| --- |
| Ｑ　本学では従来の「教科に関する科目」に身体表現・造形表現・音楽表現・ピアノ表現を置いている。保育者として獲得すべき実技的な技術を「領域に関する専門的事項」の「表現」に科目として配当してもよいか。もし含められない場合はどの科目区分に配当したらよいか。また配当する必要性がなくなるのか。  Ａ  ○「領域に関する専門的事項」として適切な内容を扱っているのであれば、「表現」の区分に設置して差し支えない。  ○ただし「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」は共通開設できないため、留意していただきたい。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.219）

|  |
| --- |
| Ｑ　領域に関する専門的事項と保育内容の指導法に関する内容を複合した授業科目を担当する専任教員は、重複しない限り、大学の判断で「領域に関する専門的事項」または「指導法に関する科目等」の教員として申請していいのか。  Ａ  ○「複合領域」を担当する専任教員は、「領域に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができる。  ○「複合領域」を担当する教員が、「保育内容の指導法に関する科目」や「領域に関する専門的事項」の科目も担当している場合においては、いずれかの専任教員とすることができる。 |

◆令和6年度開設用手引きQ＆A（No.36）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園教職課程において、「教科に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する教職専任教員を「必要教職専任教員数」に含めることが可能か。  Ａ　「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当教職専任教員を幼稚園の教職課程における必要教職専任教員数に算入することはできない。 |